

公益社団法人阿南市シルバー人材センター 会員就業規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人阿南市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(就業にかかる定義)

第2条 センターは定款の目的に基づき、会員が自発的に働く意欲と希望によりその能力を發揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげなければならない。

2 会員はセンターが会員相互の共助団体であることを認識し、お互いの経験能力及び人格を尊重し、協力し合って会員自身の創意性を發揮しながら、働く機会を拡げ、その健康と福祉を増進すると共に、センターの発展ならびに地域社会の福祉の向上に積極的に寄与するよう努めなければならない。

(処遇平等の原則)

第3条 センター及び会員は、会員の信条、社会的身分、門地、性別及び宗教、国籍等の理由で差別的取扱いをしてはならない。

(仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、原則として会員から付託を受けたセンターが一括して交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき直接の交渉当事者となることができないこととする。

(仕事の配分手順等)

第5条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日及び配分金等について打合わせを行い就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

2 センターは会員の就業に対し適正な助言をしなければならない。

3 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に則した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書を締切期日までに、速やかにセンターに提出しなければならない。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業に当たり次の各号について留意しなければならない。

(1) センターから提供された仕事については、誠実に履行するよう努めなければならない

(2) センターから提供された仕事を就業するにあたり、その就業に必要な各種機器等については、センターが特に必要と認めるもの以外については、会員が自ら保持しなければならない

(3) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届けるとともに、発注者に速やかに連絡しなければならない

- (4) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益となることは他に漏らしてはならない
 - (5) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めなければならない
 - (6) 就業に先立ち、仕事の契約内容を十分に把握し、契約以外の作業に従事してはならない
- (共同作業上の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、前条の定めに加え次の各号について留意しなければならない。

- (1) センターは会員が共同作業を必要とする場合は、その就業会員の中より就業上のリーダーを定めることができる
 - (2) リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力しなければならない
 - (3) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力しなければならない
 - (4) 就業会員は、常に明るい雰囲気の下で就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力しなければならない
 - (5) 就業会員が就業中にケガをし、又は身体や健康状態が異常になるなど若しくは第10条に相当する事故が発生するなど不測の事態が発生したときは、共同作業中の会員は直ちにリーダー及びセンター又は発注者に連絡を行うなどの応急の措置をしなければならない
- (就業上の停止)

第8条 会員が次の各号に該当したときは、その就業を停止、あるいはセンターにおいて停止するものとする。

- (1) 会員から就業を取り止めたいとの申出があったとき
- (2) 就業期間が満了したとき
- (3) 天災地変その他やむ得えない事由により仕事の継続が不可能になったとき
- (4) 本人の就業がその健康状態等によりみて反するとセンターが認めたとき
- (5) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとセンターが認めたとき

(健康保持)

第9条 センターは、会員の就業に際し、その健康保持増進に努めなければならない。

- 2 会員は自らの健康管理を図るため阿南市等が実施する成人病検診あるいは老人健康診査を受診しなければならない。
- 3 センターは健康状態等で特に必要がある場合、当該会員に対し一定の期間の就業を禁止するか若しくは就業時間又は就業職種の変更等を行うことができる。

(傷害保険)

第10条 会員の就業中等における死傷病については、「シルバー人材センター 団体傷害保険」約款の定めによることにより、補償されるものとする。

2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届け出て指示に従わなければならない。

(損害保険)

第11条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

ただし、会員の自己負担金は3万円とする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。